

名寄自衛隊退職者雇用協議会会則

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 本会は、名寄自衛隊退職者雇用協議会と称し、事務所を名寄商工会議所に、連絡所を自衛隊名寄駐屯地援護センターに置く。

(目 的)

第 2 条 本会は、会員相互並びに関係機関との緊密な連携のもとに、自衛隊退職者の雇用及び地域内定住の促進を図り、有能な人材を確保して名寄地域の産業振興・発展に寄与する事を目的とする。

(事 業)

第 3 条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 自衛隊退職者の就職に対する求人情報の提供
- (2) 自衛隊退職者の地域内定住促進に協力
- (3) 就職後の激励及び雇用主との懇談等の実施
- (4) 隊員に対する地元産業の紹介及び職場見学
- (5) 会員の部隊見学
- (6) その他目的を達成するにふさわしい事業

第 2 章 会員及び役員

(会 員)

第 4 条 会員は、本会の趣旨に賛同し、その事業に協力するものをもって組織し、加入退会は役員会の承認を得るものとする。

(役 員)

第 5 条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1 名
- (2) 副 会 長 2 名
- (3) 理 事 若干名
- (4) 監 事 2 名

2. 役員は総会において選任する。
3. 役員任期は3年とし再任を妨げない。
4. 補欠により就任した役員は前任者の残任期間とする。
5. 役員は、任期満了の場合においても後任者が就任するまでは引き続きその業務を行うものとする。

(役員職務)

第 6 条 会長は、本会を代表し会務を統轄する。

2. 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代理又は代行する。
3. 理事は、本会の運営及び事業の遂行にあたる。
4. 監事は、本会の会計及び業務を監査し、総会に報告する。

(顧問等)

第 7 条 会長は、役員会の承認を得て顧問及び相談役をおくことができる。

2. 顧問及び相談役は、会長の諮問相談に応ずる。

第 3 章 事務局

(事務局)

第 8 条 本会の、事務を処理するため事務局を置き、事務局長は会長が指名する。

第 4 章 会 議

(会 議)

第 9 条 本会の会議は、総会及び役員会とする。総会は定時総会及び臨時総会の 2 種とする。

2. 定時総会は、毎年 1 回これを招集し、事業及び会計報告をし、事業計画及び予算の承認のほか、重要事項の審議を行う。

臨時総会は、必要により会長がその都度招集する。

3. 役員会は、会長が随時これを招集し、必要な事項を審議する。

(議 決)

第 10 条 会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長がこれを決する。

2. 総会及び役員会の議長には、会長があたる。

(議 事)

第 11 条 総会、役員会の議事については、その経過と結果を記録し、これを保存する。

第 5 章 会計及び予算

(事業年度)

第 12 条 本会の事業年度は、毎年 4 月 1 日にはじまり翌年 3 月 31 日に終わる。

(会 計)

第 13 条 本会の会計は会費、補助金、寄付金、その他の収入をもってあてる。

2. 本会の年会費は 3,000 円とし、年度当初に納入する。

3. 中途加入のものは、加入時に納入する。

附 則

この会則は、昭和 56 年 7 月 14 日から施行する。

この会則は、平成 11 年 6 月 16 日一部改正施行する。

この会則は、令和 2 年 7 月 20 日一部改正施行する。